

# 公正取引委員会移管文書の特徴について

大澤 武彦  
梅原 康嗣

はじめに

これまで『北の丸』において、経済産業省・文科科学省・農林水産省・国土交通省・内閣法制局・総務省・人事院・厚生労働省の各行政機関から当館に移管された文書の特徴やその概要を明らかにするために、文書管理規程の変遷や移管文書の内容、資料群の構造等を様々な観点から考察し、その成果を公表してきた<sup>1)</sup>。

本稿ではこうした観点を受け継ぎ、公正取引委員会を対象として、国立公文書館に移管された文書について、歴史的変遷をたどりつつ、その特徴と全体像を描き出したい。

また、これまでの論考では、时期的な限界もあり、あまり論じられてこなかった平成二三年（二〇一一）四月に施行された「公文書等の管理に関する法律」（以下、「公文書管理法」という。）<sup>2)</sup>が、国立公文書館への移管文書にもたらした影響についても論じることとしたい。

## 第一章 公正取引委員会の組織構造と文書管理

本章では、移管された文書の概要を把握するための前提となる公正取引委員会の組織概要とその変遷を押えた後に、文書管理規程の内容の変遷を

確認することで、同委員会でのどのような文書が作成され、保管されてきたのか明らかにする。

### 第一節 公正取引委員会の概要と組織変遷

昭和二二年（一九四七）三月三十一日「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独占禁止法」という。）<sup>3)</sup>が、旧憲法下の最後の帝国議会で可決され、同年四月一日に法律第五四号として公布された。

公正取引委員会は独占禁止法の運用機関として、同法第二七条の規定に基づき、昭和二二年七月一日に創設された。独占禁止法が全面的に施行されたのは、同月二〇日であるが、それに先立ち、独占禁止法二七条及び第四四条が七月一日から施行され、同法を運用するため、委員会及びその下に事務局が設置された<sup>4)</sup>。

独占禁止法の運用機関を委員会制度としたのは、米国の行政委員会（administrative commission）の制度に範をとったもので、連邦取引委員会（Federal Trade Commission）に相当する機関である。終戦後における日本の行政組織としては、職務の性格上、中立性と他の行政からの独立性が要求される人事院、証券取引委員会、電波監理委員会等において行政委員制度が採用された<sup>5)</sup>。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属することとされたが、独占

禁止法第二八条により、委員は独立してその職権を行うとされた。委員会は、当初、委員長及び委員六人をもって構成されることになった。委員会の事務は広範多岐にわたっており、その補助機関として事務局を附置し、これに所要の職員を置くことになった。事務局の組織は「公正取引委員会事務局官制」(昭和二年七月一八日政令第一三九号)により定められ、その第三条第一項により、総務部、調査部、商事部及び審査部の四部が置かれることになり、その他大阪、名古屋及び福岡の地方事務所が設置されることが定められた。

昭和二七年には行政機構の大改革が行われ<sup>4</sup>、まず、同年八月一日から公正取引委員会委員長及び委員は六人から四人に削減された。併せて、新たに事務局長が置かれたが、総務部が官房となり、商事部と調査部が経済部に再編され、審査部はそのまま残り、一官房二部に再編されることになった。また、職員の定員も六四名削減され、三〇五名から二四一名となった。事務局職員の定員は昭和二八年度にさらに四名削減され二三七名となり、以後、昭和三四年まで増減はなかった<sup>5</sup>。

他方で、独占禁止法の昭和二八年改正<sup>6</sup>において、取引上の地位の不当利用が規制対象に加えられたことにより、大企業の中小企業に対する下請け取引における代金支払い遅延等の不正取引の規制が可能になった。この時期の下請中小企業の窮状をうけて、下請代金支払遅延等防止法案(以下「下請法」という)が昭和三年三月に国会に提出され、両院とも全会一致で通過、同年六月一日に公布、翌年七月一日から施行された。これに合わせる形で経済部の下に昭和三年八月一日に「下請取引監査官」が設置され、後の下請取引課(昭和三年八月一日)、下請課(昭和三六年四月一日)となる。そして、昭和三九年四月一日に経済部から派生する形で取引部が設立され、下請課は取引部のもとに組み込まれることになる<sup>7</sup>。

その後、平成一八年の独占禁止法の改正と呼応し、特別審査部を廃止し、犯則審査部が新設された。

次いで、時間は少し戻るが、昭和三五年度には経済部のもとに国際取引課が設立され翌年に国際課となる。後に国際課は平成四年に解消されるがその機能は経済部の調整課に移り、平成七年にその機能は引き続き調整課と官房の総務課に引き継がれる。そして、公正取引委員会の組織改編に伴い、平成八年に再び官房に国際課が設置されることになる<sup>8</sup>。

また、再び時間が戻るが、昭和三〇年代後半から四〇年代初めにわたる日本の高度経済成長は、国民所得の増加及びそのライフスタイルを変え、「消費者」という新しい概念がクローズアップされ、その利益を保護しようという新たな思想が登場してきた。商品の不当な表示と過大な景品付販売に対する規制を強化するために景品表示法を制定することとなり、同法は、昭和三七年五月四日に国会で成立し、同年八月一五日から施行された。これを受けて、昭和四一年四月一日に景品表示課が設立され、さらに昭和四七年七月一日に景品表示指導課と景品表示監視課の二つの課に分かれた。その二つの課はいずれも下請課と同様に取引部のもとに置かれた。

その後、公正取引委員会が組織として大きな転機を迎えたのは、平成八年である。同年三月二九日に政府は、規制緩和と推進計画の改定を閣議決定し、規制緩和への取組を強化することになる。その際に、「規制緩和とともに競争政策の一層の徹底を図るため、独占禁止法の運用機関である公正取引委員会の機能強化が必要であるとの観点から、公正取引委員会の事務を処理する組織として従来の事務局に代えて事務総局を置くこと」とされた<sup>9</sup>。そして、事務局を事務総局にすると共に、事務総局に官房のほか経済取引局及び審査局を置くこと、経済取引局に取引部を、審査局に特別審査部を置くこと、地方機関を再編することとなる。

また、この時に官房に国際課が設立され、取引部の下請課が企業取引課となり、景品表示指導課及び景品表示監視課が合併して消費者取引課が新設され、経済取引局の取引部の下に置かれた。

その後、平成一二年の省庁再編の際に、公正取引委員会は、総務省の外局となるが、平成一五年に再び内閣府の外局に戻る。その他に特筆すべきは、消費者庁の設立によって、平成二一年九月一日から経済取引局の下に属する消費者取引課が消費者庁の所管へと移行したこと<sup>11</sup>が挙げられる。このため景品表示法の所管も消費者庁に属することになった。

平成二五年、公正取引委員会が行う審判制度を廃止する等の独占禁止法の改正<sup>12</sup>により、公正取引委員会の行政処分に対する不服審査の権限が東京地方裁判所に移った。これにより、公正取引委員会は独禁法及び下請法の違反者に対して行政処分を下す機関となり、準司法的機能は失われることとなった。

現在の公正取引委員会の業務としては、主に以下の二つのものがある。まず、法執行官庁として、経済活動における公正かつ自由な競争を守るため、独占禁止法とその補完法である下請法という二つの法律を執行している。もし、違反行為があった場合には、それを速やかに取り除くよう必要な「排除措置命令」（いわゆる官製談合事件の場合には、併せて、官製談合防止法に基づく発注機関に対する必要な改善措置の要求）、また価格等のカルテルや私的独占が行われた場合には課徴金納付命令などの措置を行い、競争秩序をいち早く回復するように努める。

二つ目は政策官庁として、国際的に開かれた、自由で公正な活力ある経済社会の形成を目指して、規制緩和を推進するとともに競争政策の積極的な展開を図るための基盤整備に取り組んでいる。独占禁止法のより一層の充実化への取組、規制改革への調査・提言、競争制限的な行政指導の改善、

表1 公正取引委員会の機構及び文書管理規程の変遷

	昭和 22. 7. 1	昭和 23. 7. 29	昭和 24. 6. 1	昭和 27. 8. 1	昭和 39. 4. 1	平成 8. 6. 14	平成 18. 1. 4
組織変遷	総務部 調査部 商事部 審査部 地方事務所	総務部 調査部 商事部 証券部 審査部 地方事務所	総務部 調査部 商事部 審査部 地方事務所	事務局 官房 経済部 審査部 地方事務所	事務局 官房 経済部 取引部 審査部 地方事務所	事務総局 官房 経済取引局 取引部 審査局 特別審査部 地方事務所	事務総局 官房 経済取引局 取引部 審査局 犯則審査部 地方事務所
文書管理規程	昭和 22. 9. 1 公正取引委員会事務局文書取扱規程			昭和 34. 11. 1 公正取引委員会 文書取扱規程		平成 13. 3. 29 公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め	平成 23. 4. 1 公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め
保存期間	—			第1類（永久） 第2類（20年） 第3類（10年） 第4類（5年） 第5類（2年）		第1類（30年） 第2類（10年） 第3類（5年） 第4類（3年） 第5類（1年） 第6類その他	常用 30年 10年 5年 3年 その他

\*行政機構図（各年度版、行政管理研究センター）、独占禁止法の歩み（平成9年～19年）により作成

国民規制への対応などの活動を行うとともに、競争政策に関する国際協力にも力を入れている<sup>13</sup>。

以上、公正取引委員会の組織の変遷を、文書管理規程の変遷と併せて示すと表1のとおりとなる。

## 第二節 公正取引委員会の文書管理規程の変遷

第一節の組織の変遷及びその機能を前提として、本節では、表1に示した文書管理規程の変遷について詳細にみていく。現段階で判明している公正取引委員会の文書管理規程は四種類であるが、第二章以下で移管実績を分析していく必要上から、三つの時期区分、すなわち第一期：「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）施行以前（～平成一三年三月三十一日）、第二期：情報公開法施行後（平成一三年四月一日）から公文書管理法施行（平成二三年三月三十一日）まで、第三期：公文書管理法施行以後（平成二三年四月一日）から現在までという時期区分<sup>14</sup>で、公正取引委員会の文書作成・保存を大きく規定する文書管理規程の変化を検討する。

（一）第一期：「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）施行以前（～平成一三年三月三十一日）

この時期の公正取引委員会の文書取扱に関する規程で、管見の限り、確認できたのは、以下の通りである。

- ① 「公正取引委員会事務局文書取扱規程」（昭和二三年九月一日）<sup>15</sup>
- ② 「公正取引委員会文書取扱規程」（昭和三四年一月一日 公正取引委員会訓令第三号）<sup>16</sup>

③ 「公正取引委員会文書保存年限規程」（昭和三四年八月一日 公正取引委員会訓令第二号）<sup>17</sup>

④ 「公正取引委員会文書取扱規程」（昭和五八年四月六日 公正取引委員会訓令第五号）<sup>18</sup>

⑤ 「公正取引委員会文書取扱規程」（昭和五八年七月四日 公正取引委員会訓令第七号）<sup>19</sup>

この時期の文書管理規程のなかで、④の規程は常用漢字表の改定に伴う規程の一部改正であり、⑤については新たに審議官が設置されたことによる決裁及び回覧順序の変更を規定したものである。実質的な文書管理に影響を与える変更とまでは言えないため、考察の対象から除き、①②及び③に絞ることとする。

①は、組織の設立に際し、文書の取扱を定めたもので、第一章総則、第二章文書の接受及び配布、第三章文書の調整及び処理、第四章文書の発送、第五章文書の編纂及び保存からなる。全三五条中、第三二条で完結文書の総務課での集中管理を規定している。第三五条で保存期間は別に定めるとしているが、文書は添付されておらず、残念ながら内容を把握することができない。文書廃棄の項目は見当たらず、完結後、編纂文書発送簿に登録の上、総務部に送付、編纂文書処理簿に登録することとなっている。総務部に送付された文書は各別に区分、年毎に類別して目録をつけ、編纂して保存する。

次に②をみていくが、全六〇条と条数も増え、①の第三章が②では第三章起草案、第四章決裁、第五章回覧、第六章官報掲載、と細分化されたほか、第八章に秘密文書の扱いの章ができ、①で一条であったものが②で一四条と、より厳密な取扱となった。このほか、編纂及び保存の章は、整理、保

存、貸出、雑則と詳細化している。

第二条で公正取引委員会において作成する文書を以下のように区分する。

- 規則・告示・訓令・命令・勸告・審判開始決定・決定・告発・申立・
- 審決案・審決・訴状・上告・嘱託・認可・受理・期間延長・公表・報
- 告・意見・同意・協議・処分請求・雑（通達・証明・通知・回答・上
- 申・資料等）。

各課には文書主任官が置かれ、文書原簿、文書受授名簿及び文書の発送依頼簿を備え、当該課または文書の受授、整理、保管等の責に任ずるほか、これらの文書の審査、進達等に関する事務を処理するものとする<sup>20</sup>とされた。また、文書の廃棄については、第五九条で、保存期間が満了し、または保存の必要なくなった文書は目録を作成し、主務部課長に合議の上、廃棄するものとする。また、同条第二項では保存期間が満了した文書でも、なお必要なものは、期間を定めて、これを保存することができる<sup>21</sup>としていた（総務課長への委任）。

そして、②に先行して運用された③においては、公正取引委員会で作成または收受した文書は、以下の定める区分によって保存するものと規定された。

#### 第一類（永久保存すべきもの）

- 1 法令の制定に関する文書
- 2 委員会議事録
- 3 審決に関する文書
- 4 訴訟に関する文書

5 前各号にあげるもののほか永久保存を必要とする文書

第二類（二〇年間保存すべきもの）

- 1 府令、規則および告示の制定に関する文書
  - 2 訓令および通達に関する文書で重要なもの
  - 3 法令の解釈または運用に関する文書で重要なもの
  - 4 前各号に掲げるもののほか二〇年保存を必要と認める文書。
- （後略）

（二）第二期・情報公開法施行後（平成一三年四月一日）から公文書管理法施行（平成二三年三月三十一日）まで

平成一三年の情報公開法の施行に伴い、これまで独自に行われていた各行政機関の文書管理規程は一新され、その運用は「行政文書の管理方策に関するガイドラインについて」（平成一二年二月二五日各省庁事務連絡会議申合せ）に沿って行うものとされた<sup>20</sup>。そして、これを受けて公正取引委員会でも新たに「公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め」（平成一三年三月二九日公正取引委員会委員長訓令第一号）が制定された<sup>21</sup>。

まず、公正取引委員会における行政文書を適切に管理するために事務総局に総括文書管理者、各課等に文書管理者及び文書管理担当者を置くことになった。

その第四条では、行政文書の分類基準は、大分類、中分類及び小分類の三段階とし、原則として、大分類は官房、局、部、地方事務所又は支所、中分類は課、室内は官、小分類は、係とするとあり、内容ではなく部局ごとによって整理されていることが規定されている。

なお、この時期から保存期間の永久保存はなくなり、最大で三〇年とさ

れた。その保存期間の分類は以下のようになっている。

第一類 保存期間三〇年のもの

- 1 法律、政令、府省令、規則、告示の制定・改廃の決裁文書
- 2 行政文書の管理に関する定め
- 3 公益法人の設立許可の決裁文書
- 4 訴訟に関する文書（公正取引委員会が当事者となっているもの）
- 5 決裁簿
- 6 行政文書ファイル管理簿
- 7 公印の制定、改正又は廃止を行うための決裁文書
- 8 委員会議事録
- 9 独占禁止法にもとづく審決の決裁文書
- 10 景品表示法にもとづく排除命令の決裁文書
- 11 下請法に基づく勧告の決裁文書
- 12 上記に掲げるもののほか、これらの行政文書と同程度の保存期間が必要と認められたもの

（後略）

第一類の7までは、「行政文書の管理方策に関するガイドラインについて」別表（行政文書の最低保存期間基準）に準拠し、8から11は平成一三年以前に永久保存とされていた文書を加えたもので、委員会独自の項目といえる。従前に、二〇年保存とされた文書の多くは三〇年保存に組み込まれ、一部は一〇年保存とされた。

文書の廃棄等については、第七条で保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間）が満了した行政文書は、国立公文書館に移管する

ものを除き、廃棄するとされ、第二項では国立公文書館等に移管する場合は、事前に総括文書管理者の承認を受けた上で移管するものとされた。そして、第三項では、保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別の事由が生じた場合は、事前に公正取引委員会委員長の承認を受けた上で廃棄することができるものとし、その行政文書のタイトル、当該特別の事由、廃棄した年月日等を記載した記録を作成するものとする<sup>22</sup>とされた。

平成一七年六月三〇日、「移管基準」と呼ばれる国立公文書館法第一五条第一項に基づく「定め」が改正された。詳細は第二章第一節にゆずるが、これに伴う「公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め」自体の変更はなかった。第二期については、平成一三年年度から一六年度までを前期とし、一七年度以降二二年度までを後期と区分する。

（三）第三期…公文書管理法施行後（平成二三年四月一日）から現在まで平成二三年の公文書管理法の施行に伴い「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成二三年四月一日内閣総理大臣決定）が定められた<sup>23</sup>。これにより、各行政機関の文書管理規定は再び、改められることになった。公正取引委員会でも、ガイドラインに基づき「公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め」（平成二三年四月一日公正取引委員会訓令第一号）が制定された<sup>23</sup>。その第一〇条に、行政文書ファイルは、公正取引委員会の事務及び事業の性質、内容に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称をつけなければならないとされている。

この件に関して、「行政文書の管理に関するガイドライン」では次のように規定されている。

行政文書ファイル等は、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等

に応じて系統的（二段階の階層構造）に分類し分かりやすい名称を付さなければならない

そして、具体的な分類方法としては以下のように方法を定めている。

各々の職員は、自ら現物の行政文書を確認しながら三段階の階層構造を行うものとする。すなわち、①まず、相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物（行政文書ファイル）にまとめて小分類とし、②次にその小分類をまとめて中文類とし、③さらにその中分類をまとめて大分類としていくものとする。

すなわち、部局ごとによって整理されている第二期と異なり、第3期はその業務と内容によって大中小分類を行うことが規定されていることがわかる。

この点は、行政文書ファイル管理簿の検索ホームページで検索を行った際にも窺える<sup>24</sup>。同ホームページで公正取引委員会に絞って「委員会議事録」を検索した場合、例えば、「旧管理簿」に属する「委員会議事録（平成一五年一月）」の大分類は「官房」、中分類は「総務課」となっており、第二期の部局別による分類が記されている。しかし、「新管理簿」の同種類の文書と考えられる「平成二六年四月委員会議事録」の大分類は「委員会議事」、中分類は「委員会議事録」となっており、第三期の業務内容に基づいた分類になっている。ここから、大分類・中分類の分類が、時期ごとに規定に沿った形できちんと行われていたことを窺わせる。

保存期間については、「行政文書の管理に関するガイドライン」に示された保存期間基準に準拠し、委員会独自の文書を組み込んで作成されている。

保存期間三〇年のもの

- 1 法律の制定又は改廃及びその経緯
- 2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯
- 3 政令の制定又は改廃及びその経緯
- 4 内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯
- 5 閣議の決定又は了解及びその経緯
- 10 独占禁止法違反事件の審査及びその経緯
- 11 下請法違反事件の調査及びその経緯（うち、(1)下請法違反事件の調査に関する重要な経緯）
- 19 文書の管理等に関する事項（うち、決裁簿、移管・廃棄簿）  
（後略）

移管と廃棄については、第一六条において、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならないと規定されている。すなわち歴史公文書等に該当するものにあつては国立公文書館等への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきであることを定めなければならない、と。また、保存期間が満了した行政文書等を廃棄しようとするときはあらかじめ、内閣府に協議し、その同意を得なければならないとされることになり、以前までの時期と異なり文書作成者の判断だけで文書を廃棄することができなくなった。

以上三つの時期区分ごとの保存期間の変化を示したのが表2である。時期区分により、保存期間が増減する場合があります、特に第二機、第三期はガイドラインにより標準的な考え方が示されているので、それに依拠して変更になるものがある（国会に関するものが五年から一〇年に延びたり、

表2 公正取引委員会文書保存年限の変化

昭和34.11.1公正取引委員会文書取扱規程	平成13.3.29公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め	平成23.4.1公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め
<p><b>第1類(永久保存すべきもの)</b></p> <p>1 法令の制定に関する文書</p> <p>4 訴訟に関する文書</p> <p>2 委員会議事録</p> <p>3 審決に関する文書</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか永久保存を必要とする文書</p> <p><b>第2類(20年間保存すべきもの)</b></p> <p>1 府令、規則および告示の制定に関する文書</p> <p>3 法令の解釈または運用に関する文書で重要なもの</p> <p>2 訓令および通達に関する文書で重要なもの</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか20年保存を必要と認める文書</p> <p><b>第3類(10年間保存すべきもの)</b></p> <p>1 訓令及び通達に関する文書(第2類第2号のものを除く)</p> <p>2 法令の解釈または運用に関する文書(第2類第3号のものを除く)</p> <p>4 受理に関する文書</p> <p>5 不問処分決定された事件に関する文書</p> <p>3 認可、協議、同意、申請、届出に関する文書で重要なもの</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか10年保存を必要と認める文書</p> <p><b>第4類(5年間保存すべきもの)</b></p> <p>1 認可、協議、同意、申請および届出に関する文書(第3類第3号を除く)</p> <p>2 法令に基づく処分請求に関する文書</p> <p>3 勧告に関する文書(下請代金支払遅延等防止法の規定によるもの)</p> <p>8 保存文書廃棄目録</p> <p>6 国会に対する意見書、報告書、答弁書その他国会に関する資料</p> <p>7 嘱託に関する文書</p> <p>4 立件しないことに決定された予備調査に関する文書</p> <p>5 聴聞会または公聴会に関する文書</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、5年保存を必要と認める文書</p>	<p><b>第1類 保存期間30年ものもの</b></p> <p>1 法律、政令、府省令、規則、告示の制定・改廃の決裁文書</p> <p>2 行政文書の管理に関する定め</p> <p>3 公益法人の設立許可の決裁文書</p> <p>4 訴訟に関する文書(公正取引委員会が当事者となっているもの)</p> <p>5 決裁簿</p> <p>6 行政文書ファイル管理簿</p> <p>7 公印の制定、改正又は廃止を行ったための決裁文書</p> <p>8 委員会議事録</p> <p>9 独占禁止法にもとづく審決の決裁文書</p> <p>10 商品表示法にもとづく排除命令の決裁文書</p> <p>11 下請法に基づく勧告の決裁文書</p> <p>12 上記に掲げるもののほか、これらの行政文書と同程度の保存期間が必要と認められたもの</p> <p><b>第2類 保存期間10年ものもの</b></p> <p>1 運用基準の作成・改廃の決裁文書</p> <p>2 訓令・通達の決裁文書</p> <p>3 独占禁止法関係の協定の締結に関する文書</p> <p>4 表彰の決裁文書</p> <p>5 国際会議の資料のうち重要なもの</p> <p>6 概算要求資料</p> <p>7 公正競争規約の認定の決裁文書</p> <p>8 上記に掲げるもののほか、これらの行政文書と同程度の保存期間が必要と認められたもの</p> <p><b>第3類 保存期間5年ものもの</b></p> <p>1 年次報告の決裁文書</p> <p>2 公益法人の事業報告書</p> <p>3 運用基準に基づく文書による事前相談に対する回答の決裁文書</p> <p>4 予算決算および会計(昭和22年勅令第165号)第22条に規定する書類</p> <p>5 文書收受・発送に関する帳簿</p> <p>6 国会説明資料のうち重要なもの</p> <p>7 独占禁止法協定に基づく通報</p> <p>8 合併受理の決裁文書</p> <p>9 会議資料のうち重要なもの</p> <p>10 実態調査報告書のうち重要なもの</p> <p>11 出張命令・依頼簿</p> <p>12 出勤簿・休暇簿</p> <p>13 上記に掲げるもののほか、これらの行政文書と同程度の保存期間が必要と認められたもの</p>	<p><b>保存期間30年ものもの</b></p> <p>1 法律の制定又は改廃及びその経緯</p> <p>3 政令の制定又は改廃及びその経緯</p> <p>4 内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯</p> <p><b>保存期間10年ものもの</b></p> <p>13 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯</p> <p>9 法人の権利義務の得喪及びその経緯(②③を除く)</p> <p>8 個人の権利義務の得喪及びその経緯(②を除く)</p> <p>19 文書の管理等に関する事項(うち、決裁簿、移管・廃棄簿)</p> <p>10 独占禁止法違反事件の審査及びその経緯</p> <p>→消費者庁</p> <p>11 下請法違反事件の調査に関する重要な経緯</p> <p>2 条約その他の国際約束の締結及びその経緯</p> <p>5 閣議の決定又は了解及びその経緯</p> <p><b>保存期間30年ものもの</b></p> <p>1 法律の制定又は改廃及びその経緯</p> <p>3 政令の制定又は改廃及びその経緯</p> <p>4 内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯</p> <p><b>保存期間10年ものもの</b></p> <p>13 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯</p> <p>12 職員の人事に関する事項(うち人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯)</p> <p>17 褒賞又は表彰に関する事項</p> <p>6 関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解及びその経緯</p> <p>14 予算及び決算に関する事項</p> <p>7 複数の行政機関による申合せ及びその経緯</p> <p>15 機構及び役員に関する事項</p> <p>16 政策評価に関する事項</p> <p><b>保存期間5年ものもの</b></p> <p>9 法人の権利義務の得喪及びその経緯(うち②の訴訟可等に関する重要な経緯、③不利益処分に関する重要な経緯)</p> <p>14 予算及び決算に関する事項(うち④職人及び裁出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯)</p> <p>19 文書の管理等に関する事項の受付簿</p> <p>10 独占禁止法違反行為を未然に防止するための措置に関する事項の実態調査</p> <p>11 下請法違反行為を未然に防止するための措置に関する事項の実態調査</p>

※網掛けは委員会独自の業務を示す。

二〇年保存の訓令が一〇年保存に変更されたり、三〇年保存の告示が一〇年に変更されたり。所管行政に係る業務で見えていくと、独占禁止法の審決書については、永久・三〇年保存で一貫しており、大きな変更は見られない<sup>25</sup>。記載が見られなくなった第二期の「景品表示法に基づく排除命令の決裁文書」「公正競争規約の認定の決裁文書」については、二〇〇九年法律の消費者庁への所管替えにより、対象文書が引き継がれたことから、公文書管理法施行の第三期の記載からは見られなくなっている。

## 第二章 公正取引委員会移管文書の特徴

### 第一節 移管基準の変遷と移管実績

第一章で確認したように公正取引委員会の業務において文書が作成され、保存された文書の中から、各時期の移管基準に照らし合わせて、国立公文書館に文書が移管されていく。公正取引委員会から移管され、国立公文書館デジタルアーカイブ上に目録情報が登録されている簿冊は、一五一八冊（平成二八年三月三一日現在）となっている。このうち、開館以後情報公開法が施行される以前にあたる第一期に移管されたのは「過度経済力集中排除法手続記録」四三六冊（昭和六一年度移管）のみ<sup>26</sup>であるので、これを除いた年度ごとの移管数を示したのが表3である。

移管数が一桁台から二桁、三桁に大きく変化していることが伺えるが、これが移管制度の変化によるものであるのかを、前述した三つの時期区分に基づき、確認してみたい<sup>27</sup>。

(一)第一期：「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）施行以前（～平成一三年三月三一日）

この時期の国立公文書館の文書の移管基準について見ていく。この時期の受け入れ基準は、「公文書館等の国立公文書館への移管及び国立公文書館における公開措置の促進について」（昭和五五年）によつて以下のように規定されていた<sup>28</sup>。

- ① 当該省庁の文書管理規則等により「永年保存」と定められているもの（移管完了の時期・作成後三〇年）
- ② 当該省庁の文書管理規則等により有期限の保存期間が定められているもので、国立公文書館に移管の必要があると認められるもの（移管完了の時期、保存期間満了後一年〔ただし作成後三〇年を超えない時期〕）
- ③ 当該省庁の文書管理規則等に保存期間が定められていないもので、国立公文書館に移管の必

表3 平成13年度以降の公正取引委員会移管実績

時期 区分	第2期										第3期				合計
	前期				後期										
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
冊数	2	2	2	7	26	34	51	37	59	163	265	220	127	87	1,082

※上項目が保存期間満了年度（平成）を示す。下の項目が、移管冊数を示す。  
 ※移管基準が修正された平成17年を画期として第2期を前期/後期と表示した。

要があると認められるもの（移管完了の時期、相当と認められる時期〔ただし作成後三〇年を超えない時期〕）

この時期のもので、平成二八年一〇月現在国立公文書館デジタルアーカイブ上に登録されている公正取引委員会の移管資料群は、先に述べたように昭和六一年度に移管された「過度経済力集中排除法手続記録」四三六冊があり、企業を対象として、それらごとにとまとめられた文書が移管されている。その数は、全部で三二二社<sup>29</sup>に関する文書である。昭和二三年二月、持株会社整理委員会は、「過度の経済力集中に関する基準を公示」し、鉱工業の二五七社、配給サービス会社六八社、計三二五社を過度経済力集中排除法により指定する<sup>30</sup>。ここから判断すれば、過度経済力集中排除法により指定された全ての企業の手続き文書が国立公文書館に保存されていることになる。この資料群は、日本の財閥解体の一環として昭和二二年に成立した過度経済力集中排除法を実施する機関である持株会社整理委員会が指定した企業から再編成計画等を提出させ、調査検討を行った記録である。持株会社整理委員会等文書<sup>31</sup>五〇六四冊については、昭和四六年総理府から移管を受けたが、過度経済力集中排除法第二六条の規定に従い、逐次公正取引委員会の所管に移されることになった。このような経緯により、公正取引委員会から移管を受けることとなったものである。業務を担った組織の記録と対象となった企業記録とが当館の書庫に保存されることになった。

個別の文書の内容について一例をあげると<sup>32</sup>、簿冊は大きく正式記録並びに証拠書類及びその他の資料に大別される。前者には、指定通知書、出頭届、再編成計画書、説明書、決定指令、手続終結指令が含まれ、後者には調査表、陳述書が含まれる。「事実の確認による資料」の中に委員会が、対象会社の事業並びに同社の対外業界における地位に関し、同社が提出し

た全書類と資料を審査し、かつ独自の調査をした結果、過度の経済力の集中を持つと判断した場合、事業の分割を命じることになる。資料には提出資料と調査資料から判明した設備資産や生産力、従業員数、来歴等が記載されている。同社とその関連企業によって提出された大量の資料の最後に、手続きが完了した指令「集排法手続き終結指令通達」が綴られている。整備計画認可申請書、企業再建整備法施行規則による整備計画認可申請書添付書類、関連会社から提出された資料（有価証券届出書、同報告書）等が綴られている。

（二）第二期…情報公開法施行後（平成一三年四月一日）から公文書管理法施行（平成二三年三月三十一日）まで

情報公開法が施行された平成一三年以降数冊の移管が続き、平成一七年度に三〇冊弱に増加、第三期直前の平成二二年度には三ヶ台に移管数が増加している。

この時期の国立公文書館への文書の移管については、以下の、三つの決定及び申し合わせに依拠している。

- 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のための必要な措置について」（平成一三年三月三〇日 閣議決定）
- 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成一三年三月三〇日閣議決定）の実施について」（平成一三年三月三〇日各省庁官房長等申合わせ）
- 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成一三年三月三〇日閣議決定）等の運用について」（平成一三年三月三〇日文書課長等申合わせ）<sup>33</sup>

これらは、いずれも平成一三年四月一日より実施された。その移管対象は次の通りである。

- ① 国政上の重要事項等に係る意思決定を行うための決裁文書
- ② 国政上の重要事項等に係る意思決定に基づく当該行政機関の事務及び事業の実績が記録されたもの
- ③ 昭和二〇年までに作成・取得された文書

また、①②については、各府省庁文書課長等申し合わせの別表（保存期間別に移管基準設定されたもの）が判断の指針とされた。

しかし、平成一七年六月三〇日には、各府省庁官房長等申し合わせ及び各府省庁文書課長等の申し合わせの改訂が行われた<sup>34</sup>。この結果、より分かりやすい典型的に定型化された移管基準が設けられ、移管対象文書は前述に加え、次のとおりとなった<sup>35</sup>。

- ④ 保存期間が三〇年以上経過した文書。
- ⑤ 閣議請議に関する文書
- ⑥ 事務次官以上の決裁文書
- ⑦ 広報資料で本府省庁が保有しているもの
- ⑧ 文書閲覧制度に基づき閲覧目録に登録された文書
- ⑨ 予算書、決算書、年次報告書等で毎年又は隔年等定期的に作成される文書
- ⑩ 内閣総理大臣が指定した特定の国政上の重要事項に関して作成された文書

表4 文書類類型別移管実績（第2期：平成13～22年度保存期間満了分）

分類区分	移管計画年度		合計
	H13-16	H17-22	
法令	-	108	108
予算・決算関係	-	73	73
政策評価	-	4	4
国際条約等関係	-	3	3
組織・定員関係	-	2	2
審議会等関係	-	13	13
国会関係	-	14	14
法人関係	-	6	6
調査・研究関係	-	13	13
所管行政	3	65	68
その他	-	21	21
広報資料	6	34	40
年次報告書等関係	4	14	18
合計	13	370	383

なお、①②については、全面改正された各府省課長等申し合わせの別表（二三の分類区分とそれに対応する具体的な文書類型が示されたもの）が判断の指針とされた。

移管数の増加の画期が平成一七年度であるのは、まさに移管基準の改正が影響していると考えられる。新たに加えられた典型的な基準が、移管対象となる文書を判断しやすくしたといえる。

そこで、もう少し細かく、どのような内容の文書が移管されたかについて見ていく。第二期の移管実績について詳細を見るために、移管文書をそのタイトルから判断して、平成一七年に改正された各府省庁文書課長等申し合わせ別表の分類区分等にあてはめると表4のようになる。

まず平成一三年度から一貫して「年次報告」が移管されている（これは第三期でも同様である）。その他のものとしては、再販制度に関する文書が移管されている。平成一三年度に「再販指定告示の改正関係資料（昭和四六年度）」、平成一四年度に、同資料（昭和四七年度）、平成一五年度に「昭和四八年再販関係決裁綴」がそれぞれ移管されている（平成一六年度には移管はなし）。このほか、平成一六年度にはまとめて六冊の「新聞発表文H一三・四・二〇H一三・七・三二」「平成一五年度広報用パンフレット」等の広報関係資料が移管されている。

そして、平成一七年度から平成二二年度にかけて公文書館に移管される文書が増大し、その種類も増大していく。表4から平成一七年度以降の移管文書が、それまでと異なり、数だけでなく多様な種類のものが移管されているのが分かるであろう。しかし、「法令」「予算・決算関係」「所管行政」「広報資料」に該当するものは、歴史公文書等と考えられやすかったためか期間中、一貫して移管されているが、その他のカテゴリーに属するものは、例えば、平成一七年度に移管基準に新たに明示されるようになった「政策評価」に関する文書は、直ちに移管に結びついたのでなく、平成二〇年から移管が始まり現在に至っているものである。

この時期に新たに移管された文書で、作成当時は永久保存文書であったもので「審決に関する文書」がある。「所管行政」に該当する、公正取引委員会の固有な業務によって作成される文書といえる。審決書の正本、謄本又は抄本の交付に関する事項は、総務部総務課が担っていた。公正取引委員会は、独占禁止法に違反する行為が行われている疑いがある場合、事業者への立入検査、事情聴取などを行い、調査を実施する。調査の結果、違反行為があった場合は、「排除措置命令」と「課徴金納付命令」という二つ

の行政処分を出すことになる。この二つの行政処分に対し、不満がある場合、審判請求がなされ、審判が開始される。その審判手続きを経た後、違反事実の有無等に応じて、「審決」を出すことになる。なお、「審決」を不服とする場合は、その取消を求める訴訟が提起できる<sup>36</sup>。

具体的な例として、『審決書原本（昭和五〇年度）』を見てみると以下のような内容になっている<sup>37</sup>。まず、年及び番号が附され、「審決（書）」と題され、該当の会社と取締役氏名が列記され、以下のように述べられている。「公正取引委員会は昭和 年 月 日、右の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第四八条第一項の規定に基づき勧告を行ったところ、右の者らがこれに応諾したので、同条第三項の規定に基づき、当該勧告と同趣旨の審決をする。」。その後「主文」という項目が立てられ、勧告の内容が示される。次いで「事実」という項目が立てられ、公正取引委員会の調査・認定した事実が述べられる。最後に「法令の適用」という項目が立てられる。「右の事実法令を適用した結果は次の通りである。」説明書きに続いて「これは、不公正な取引方法に該当し、同法第 条の規定に違反するものである。よって主文のとおり審決する」と。そして日付が記載され、公正取引委員会委員長と委員四名の署名と印鑑が捺印されている。当該年度に決定された審決書が二〇件以上綴られている<sup>38</sup>。

（三）第三期…公文書管理法施行以後（平成二三年四月一日）から現在まで

平成二三年の公文書管理法が施行されたことに伴って、国立公文書館への移管は、「公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め」（平成二三年四月一日施行）によって定められている<sup>39</sup>。同規定の第一六条では、

別表第二に基づき、保存期間の満了した時の措置を定めなければならないとされており、この別表第二が移管対象文書を判断する指針となっている。

別表第二では、四項目からなる基本的考え方が示され、さらに具体的な移管・廃棄の判断指針として、一九の項目とそれに該当する文書の保存期間満了時の措置、該当しない場合の判断基準等が記載されている。

一九項目については、「行政文書の管理に関するガイドライン」の項目と比較すると、最初の第一～第六項目目までの規定は同じであるが、「7 省議（これに準ずるものを含む。この項に置いて同じ。）の決定又は了解及びその経緯」が記載されておらず、省略されている。次いでガイドラインに記載されている「9 他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯」「10 地方公共団体に對して示す基準の設定及びその経緯」も記載されておらず、それ以降の箇所については、ガイドラインの規定を取り込みつつ、公正取引委員会独自の規定がなされている。例えば、第一〇項目目は、「独占禁止法違反事件の審査及びその経緯」となり、それぞれ「命令書」「審決書」「判決書」について年度ごとにとりまとめられたものが移管となっている。また一一項目目は「下請法違反の調査及びその経緯」で「(1) 下請法違反事件の調査に関する重要な経緯」「(2) 下請け違反行為を未然に防止するための措置に関する事項」の二つとも「廃棄」とされている<sup>40</sup>。

それでは、平成二三年度から二六年度に保存期間が満了し、国立公文書館に移管された公文書を行政文書の管理に関するガイドライン別表第二の項目にあてはめてみると、表5のようになる。

表5 移管実績（第3期：平成23～26年度保存期間満了分）

別表第2	分類区分	移管冊数					移管文書例(複数年度に渡り移管を受けた文書)
		H23	H24	H25	H26	小計	
1	基本的考え方【1】	110	45	30	21	206	委員会議事録、議事録原簿、議事録目録、独占禁止懇話会関係資料、21世紀にふさわしい競争政策を考える懇談会関係資料、IT戦略会議・IT戦略本部関係資料、物価問題に係る内閣府の会議関係資料、規制改革推進関係資料、法令関係暦年番号簿
2(1)	1 法律の制定又は改廃及びその経緯	36	60	38	4	138	独占禁止法制定関係資料集、独占禁止法改正関係資料、法令関係原議、法令協議・行政調整関係資料、法令協議関係資料
	5 閣議の決定又は了解及びその経緯	1	2	0	0	3	質問主意書関係資料
	7 複数の行政機関による申合せ及びその経緯	2	0	0	0	2	他省庁との連絡関係資料
	9 法人の権利義務の得喪及びその経緯	1	2	3	3	9	公益法人指導監督基準等関係資料、公益法人設立許可関係資料
	10 独占禁止法違反事件の審査及びその経緯	18	15	20	20	73	勧告原本、勧告書原本、勧告原議書、勧告諾否書、審決書原本、審決書原本綴、課徴金納付命令書原本、新聞発表文原議書
	14 予算及び決算に関する事項	51	52	4	3	110	概算要求説明資料、歳入歳出決算関係資料、予算明細書、支出計算書、支出計算書証拠書類
	15 機構及び定員に関する事項	1	3	1	0	5	機構・定員要求関係資料
	16 政策評価に関する事項	2	1	1	1	5	政策評価関係資料
2(2)	18 国会及び審議会等における審議等に関する事項	12	9	0	0	21	国会答弁関係資料、請願関係資料、陳情関係資料、各党部会等関係資料、各党予算説明資料、予算委員会要求資料
	各行政機関において実施・運用している制度について、制度を所管する行政機関による当該運用状況の把握等の業務	2	2	2	3	9	下請法運用状況関係資料、地方事務所等業務報告
	国際会議	25	24	19	18	86	OECD/CCP等関係資料、OECD/COMP関係資料、OECD理事会勧告関係資料、UNCTAD関係資料、国際競争ネットワーク(ICN)関係資料
	その他(年次報告、広報資料、大臣記者会見、大臣等の事務引継書)	4	5	9	14	32	年次報告、年次報告作成資料、事務総長定例会見、新聞発表文、広報用パンフレット、広報用DVD、

移管されている文書の区分を見ると、別表第二の二（具体的な移管・廃棄の判断指針）の一九の項目のうち、「1 法律の制定又は改廃及びその経緯」や「14 予算及び決算に関する事項」に加え、委員会固有の業務である「10 独占禁止法違反事件の審査及びその経緯」が多いことがわかる。第二期と区分が完全には一致しているわけではないが、おおよその傾向としては第二期の区分を引き継いでいるといえる。量的に移管が進んだ、特に顕著な区分としては「国際会議」を挙げることができる。第三期は、公文書管理法が施行され、第二期よりも期間は半分程にも関わらず、その量も拡大し、その範囲も広がっている。

## 第二節 移管実績の変化

これまで述べてきた移管の実績を見てみると、その大きな画期となったのは、平成一七（二〇〇五）年の移管基準の改正及び平成二三年四月の公文書管理法の施行であることが分かる。そこで、本節では、公文書管理法前の第二期（表4）と第三期（表5）の移管実績を比較して、どのような差異があり、今後どのように移管が推移していくのかを考察したい。

### （一）継続して移管される文書

公正取引委員会では、第二期から第三期にかけて一貫して移管されている文書は、「年次報告」のみである。量的にも本格的に移管の始まった第二期後期（平成一七～二二年度）と第三期（公文書管理法以後）とを比べてみると「法令」「予算・決算」「所管行政」「広報資料」「年次報告」は、当時から移管基準にも合致しているため、一貫してこのカテゴリーに属する文書は移管されている。例えば、公正取引委員会の独自の業務一つをなす

「所管行政」、に該当する「審決書原本」、「排除命令」、「勧告書原本」や「新聞発表文原義書（課徴金納付命令）」等も継続して移管されている。

### （二）公文書管理法施行前のみ移管実績があった文書

ついで、公文書管理法施行前のみ移管された文書について見ていく。ここで挙げられるのが、「調査・研究関係」の文書である。第二期では、「歴史資料」として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について（平成一三年三月三〇日閣議決定）の運用について<sup>4</sup>の別表において、同カテゴリーの文書は、「調査・研究」は「（1）政策の決定又は遂行に反映させるために実施した調査又は研究の経緯に関する文書（2）政策の決定又は遂行に反映させるために実施した調査又は研究の結果報告書」が移管の対象となっていた<sup>4</sup>。そのためか、「グローバル化に関する調査関係資料」や「実態調査等関係資料」、「消費者モニター研修会関係資料」が移管となっている。

しかし、第三期になると「調査・研究関係」という項目はなくなり、それぞれの移管に該当する項目に含まれる調査研究資料、又は「統計調査」のみが移管されるようになったためか、表題から「調査」や「研究」とある文書は移管されなくなった。単純に行政文書ファイル名に「調査」「研究」の用語が含まれるだけで容易に切り分けて編成するものではなく、「立案の検討に関する調査研究文書」に類型されるものがその他の「立案の検討」文書と一緒に編成されることになり、例えば「法律の制定又は改廃及びその経緯」に属するものであれば、移管になり、「職員の人事に関する事項」に当たれば、廃棄となるように、同じ「調査研究」であっても扱いが異なることと、行政文書ファイル名に「調査」「研究」という名称で単純に表われない文書が想定される。

### (三) 公文書管理法施行後に新たに移管された文書

公文書管理法施行後の移管実績を示した表5と施行以前の移管実績を示した表4を比較して、管理法施行後の移管実績の特徴について論じたい。まず表5の方が単純に移管された文書の量が増えており、そのバリエーションも豊富になっていることがわかるだろう。

特筆すべき点として、平成二三年度から公正取引委員会の委員会議事録（昭和二三年～昭和二九年三月）が定期的に移管されるようになったことが挙げられるであろう。議事録とその作成に関係する資料が移管されているが、保存期間満了時の措置の設定基準の基本的な考え方のI「国の機関及び独立合成人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書」に該当する。また、「法律の制定又は改廃及びその経緯」に該当するものとして、独占禁止法制定時の文書なども、移管されるようになった（「独占禁止法制定関係資料」。以上の文書は、公正取引委員会設立初期の研究において、新しい知見をもたらす可能性があるだろう。さらに、法律・予算決算・国会に関する文書などが、数量的に急増していることも窺える。

しかし、以上の文書は、公文書管理法施行以前においても移管の対象となり得たが、実際の移管に結びついていなかったものだが、公文書管理法の施行によって移管が実現しているとも言える。公文書管理法では第五条第五項において、歴史公文書等に該当するものは国立公文書館への移管の措置を定めなければならないとされており、第八条第一項においては、第五条第五項の規定により移管の措置が定められた文書は国立公文書館へ移管しなければならないとされている。公文書管理法施行前は、文書の移管は各行政機関との合意によることとされており、合意が成立しない限り文書が移管されないという仕組みであったが、公文書管理法施行後は、歴史

公文書等に該当する文書は全て移管する仕組みとなったことによる<sup>42</sup>。

## 第三章 移管文書の分析

### 第一節 文書の作成者から見た移管実績

前節までは公正取引委員会からの移管文書の簿冊標題と量から、移管実績の傾向について論じてきたが、ここで視角を変えて、文書の内容とも大きく関わってくる文書作成部局からも移管実績を見ていくこととしたい。文書の作成部局と移管年度とを対照させて一覧にしたのが表6である。

#### (一) 官房及びその前身組織からの移管文書について

まず、昭和六一年度に移管された集排手続記録が四三七冊ある。その後、官房からは、平成一三年度から継続的に現在に至るまで年次報告及びその作成に関する文書が移管されている。

年次報告は、独占禁止法第四条において、公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならぬ、との規定に基づくものである。その年度の公正取引委員会の業務がどのように行われていたのかを全般的に記しており、該当年度に公正取引委員会がどのような活動を行ったのかを確認できるもつとも基本的な文書であるということが出来る。現段階では、昭和三〇年代、六〇年代、平成以降のもの、多数が移管されていないことが分かるが、行政ファイル管理簿の検索<sup>43</sup>で確認してみると、それらが保存期間満了時の措置として「移管」とされており、年次報告書とこれを作成するための文書い

れもが、今後も継続して移管が期待できる。

官房の総務課では事務総局内事務の総合調整を行うほか、自らが所管する法令の制定・改廃のための必要な手続きや情報公開、予算、国会の審議に関する調整や広報事務なども行っている。移管された文書について見てみると、平成一七年度から移管文書数が二桁となるが、「支出計算書証拠書類 一般会計」等予算に関するものや、「国会答弁関係資料」等の国会の活動に関する文書が多く官房総務課から移管されている。さらに、全体の趨勢と同じく平成二二年度から二四年度に多くの移管があることも特徴的である。

人事課についてみれば、課に係わる訓令・通達関係資料及び委員会全体に係わる組織・定員要求関係資料を除いて移管の実績はない。

国際課の移管文書としては、平成二一年度以降に移管が開始され、同課作成の文書は九〇冊弱移管されて現在に至っている。しかし、移管された文書については、作成年がもつとも古いものでも、平成八年のもの（OECD／公正取引委員会共催セミナー関係資料）であり、それ以前の文書については、移管されていない。言い換えるならば、平成七年以前の公正取引委員会の国際関係活動を直接に担当した部署の文書は、わずかにしか公文書館に移管されていないということになる。一方、現段階では移管されていないものの、将来、「独占禁止法協力協定策定関係資料」については、国際約束の締結の検討に関する文書として移管される可能性がある。

## （二）経済取引局及びその前身組織からの移管文書について

独占禁止法政策の企画、経済実態の調査、企業結合の審査を所掌する経済取引局についてみていく。経済取引局の移管文書の特徴的なものには、経済取引局作成のものとかつて別の課であり、平成八年に吸収された取引

部のものがある。まずは、本体である経済取引局とその前身である経済部が作成者となっている文書の移管から検討を行う。

最初の移管があるのは、平成一九年度まで入札談合に関する文書が数量は少ないが移管されている。

その後は、懇話会・懇談会や研究会に関する移管文書が移管され始め、分量が急増する平成二二年度、そして公文書管理法施行以降からはこれらに加えて「法令協議関係資料」（他省庁が所管する法令に関して受けた法令協議・調整関係の文書）が多く移管されるようになっていく。これは、公正取引委員会の経済取引局総務課や調整課の役割が公正で自由な取引を行うために他省庁との調整を担当していることによるものである（表6・2）。

「法令協議関係資料」を具体的にみると、法案（改正）の主な内容、独占禁止法との関係で調整を要する内容、当該法令と独占禁止法との関係、問題点、まとめ（問題点への解決策、対応状況）及び関連資料を公正取引委員会の野紙に整理したものである<sup>44</sup>。また、公文書管理法施行後の平成二三年度から「二一世紀にふさわしい競争政策を考える懇談会関係資料」「独占禁止法基本問題懇談会関係」等が移管されてきた。これは総務課の中に「企画室」があり、競争政策に関する基本的事項の中長期的な観点に立った企画・立案を担当しているため、このような懇談会等を開いており、その文書が移管されていると考えられる。

ついで、平成八年に吸収された取引部の移管文書の特徴を見ていく。公正な取引方法の指定、下請法の運用、消費税課税対策特別措置法の運用を行う取引部からの移管数は多くはないが、公正取引委員会の移管が始まった平成一三年度から再販制度に関する文書を移管している。平成一七年度からは主に下請法に関するものの移管が始まり、現在にまで至っている（表6・3）。

表6-1 官房の移管文書

文書分類 (大)	文書分類 (中)	文書分類 (小)	行政文書ファイル名	該当年度	冊	移管年度	
官房	総務課	総務	委員会議事録目録	S22-29	9	H23-26	
			議事録原簿	S24.1、28-30.3	28	H23-26	
			公正取引委員会議事録	S22-27	56	H23-24	
			公正取引委員会年次報告	S22-28,45-51,53-58, H12	22	H13-19,21-26	
			独占禁止法制定関係資料集	S22	1	H25	
			年次報告業務関係資料	H17	1	H23	
			年次報告作成関係資料	H13-17,19-21	8	H18-22,24-26	
			調整	地方事務所長等との会議関係資料	H13-14,16-17	9	H18-19,21-22
				地方事務所長等会議	H15	3	H20
		地方事務所等業務報告		H13-21	9	H19-26	
		地方有識者との懇談会関係資料		H13-17	5	H18-21	
		国会		一般会計歳出予算各目明細書	H8-9,11	3	H17-18,21
			一般会計予算（一般会計予算参照書添付）	H8-9	2	H17-18	
			各党部会等関係資料	H18-19	9	H23-24	
			各党予算説明資料	H14-15,18-19	19	H19-20,23-24	
			質問主意書関係資料	H14-15,18-19	6	H19-20,23-24	
			請願関係資料	H18	1	H23	
			陳情関係資料	H18	1	H23	
	予算委員会要求資料	H14-15,18-19	4	H19-20,23-24			
	政策評価	政策評価関係資料	H14-21	9	H20-25		
	文書	法令関係原議	S22-24,27-29,58-59	9	H25		
		法令関係暦年番号簿	S57-58	2	H24-25		
	—	情報公開法関係資料	H8	1	H19		
		審議会等ガイドライン等関係資料	H12	1	H18		
	管理	公益法人指導監督基準等関係資料	H18-21	6	H23-26		
		公益法人設立許可関係資料	S55,59	2	H22,26		
		公益法人定款・寄付行為変更関係資料	S51-52,54-55,57-58	6	H18-19,21-22,24-25		
	広報	広報用DVD・ビデオ	H12-13,19-21,27	5	H17-18,20,24,26		
		新聞発表文	H14-20,25	35	H16-22,25-26		
		広報用パンフレット	H17-25	11	H16-26		
		事務総長定例会見メモ	H21,25	3	H26		
	会計室	決算	歳入歳出決算関係資料	H11-15,17-21	15	H17-26	
			支出計算書	H13-16、19	5	H18-21、24	
			支出計算書証拠書類 一般会計	H17-19	131	H22-24	
			前渡資金出納計算書	H13-15	3	H18-20	
	予算	概算要求説明資料	H8-16	17	H18-26		
予算明細書		S50-58	3	H19,22,25			
人事課	組織	機構・定員要求関係資料	H17-23	7	H22-25		
		訓令・通達関係資料(人事課関係)	H9-11	3	H19-21		
国際課	国際機関	OECD/CCP等関係資料	H13-14,18-21	6	H23-26		
		OECD/CLP等関係資料	H10-13	4	H21-24		
		OECD/COMP関係資料（COMP会合関係資料）	H14-16	7	H24-26		
		OECD/公正取引委員会共催セミナー関係資料	H8	1	H23		
		OECD・EDRC関係資料(対日経済審査関係資料)	H20	1	H23		
		OECD理事会勧告関係資料	H13-14	2	H23-24		
		UNCTAD関係資料(政府間専門家会合関係資料)	H13-14,18-21	8	H23-26		
		国際競争ネットワーク(ICN)関係資料	H14-16,18-21	52	H23-26		
		国際経済企画	WTO関係資料	H12	8	H23	
			FOR FAIR AND FREE MARKET COMPETITION JFTC	H17	1	H21	
	HOW THE JAPAN FAIR TRADE COMMISSION ENSURES A ROBUST ECONOMY		H14	1	H21		
	JFTC Japan Fair Trade Commission		H22	1	H22		
	訓令・通達(写し)		H14	1	H21		

表6-2 経済取引局の移管文書

文書分類(大)	文書分類(中)	文書分類(小)	行政文書ファイル名	該当年度	冊	移管年度	
経済取引局	総務課	総括/調整	21世紀にふさわしい競争政策を考える懇談会関係資料	H13-14	5	H23-24	
			IT戦略会議・IT戦略本部関係資料	H14-16	11	H23,26	
			規制改革推進3か年計画(改定)	H14	1	H24	
			規制改革推進関係資料	H10,14,16-19,21	16	H23-24,26	
			規制改革推進計画関係資料	H14-15,19-20	13	H23-26	
			独占禁止懇談会関係資料	H7,9-10,13-17	9	H21,23-26	
			独占禁止法基本問題懇談会関係	H17-18	2	H23	
			物価問題に係る内閣府の会議関係資料	H16,19-20	3	H24-26	
			独占禁止法適用除外制度関係法令に基づく協議等関係資料 経産省	H3	1	H23	
			法令協議・行政調整関係資料	H6,8,13,15-16	6	H18,23,25-26	
			法令協議関係資料	H14	44	H24	
		独占的状态	生産・出荷集中度調査	H21-22	1	H26	
			独占禁止法と入札談合問題	H11-12	2	H16-17	
			入札・契約制度の改善関係資料	H8	1	H18	
			入札談合の未然防止のための発注官庁との協力・研修の取組関係資料	H9	1	H19	
			法改正関係資料 昭和24年	S24	6	H21	
			事業者団体法改正関係資料(昭和27年度)	S27	8	H25	
			独占禁止法改正関係資料(昭和28年度)	S28	6	H25	
			独占禁止法制定関係資料	S21-22	5	H25	
	総務課企画室	総括	事業者団体法改正関係資料(昭和27年度)	S27	8	H25	
			独占禁止法改正関係資料(昭和28年度)	S28	6	H25	
			独占禁止法制定関係資料	S21-22	5	H25	
		総務課経済調査室	—	グローバル化に関する調査関係資料	H14	1	H21
				ネットワーク外部性の経済分析調査関係資料	H15	1	H21
				実態調査等関係資料	H18	1	H21
				新しい市場構造指標を用いた経済分析調査関係資料	H15	1	H21
				新たな市場構造指標と競争状況の関係に関する経済分析調査関係資料	H16	1	H21
				新たな分野における特許と競争政策に関する研究会関係資料	H14	1	H21
			市場構造	独占的状态、価格の同調的引上げに関する運用基準策定関係資料	S52-63	18	H23
			調整課	調査	RPS制度開始に伴う一般廃棄物発電の余剰電力取引についての独占法上の考え方関係資料	H15	2
	政府規制等と競争政策に関する研究会	H12-13			22	H21,23	
	—	独占禁止法審査・調査・相談 相談事例 震災等緊急時における取組に係る相談事例集		H24	1	H26	
		調整		行政調整関係資料	H4	13	H24
独占禁止法適用除外制度関係法令に基づく協議関係資料				S27,30-31,35-37,40,43,45-63、H3	70	H22-23	
法令協議関係資料	S29,32,34-35,42,44-45,,52,54-58,62,H3-4	75		H22-25			
消費者庁へ移管	取引部景品表示指導課	景品表示法運用状況関係資料		H14-17	4	H17-20	
	取引部景品表示監視課	排除命令原本		S50-52	2	H17	
	取引部消費者取引課	消費者モニター		H12-15	5	H17-20	
		都道府県景品表示法主管課長会議資料	H12	1	H17		
	取引部取引企画課	都道府県下請企業行政担当課長会議	H12	1	H17		

例えば、取引部からの移管文書である「下請法運用状況関係資料」は、薄い紙ファイルであり、中には、当該年度における「下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組について」と題された原議書が入っている。原議書の表紙には、公正取引委員会事務総長までの決裁がなされている。表紙の次のページには、「下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組（概要）」及びその本文に当たる「下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」と題された文書が入っている。なお、後者には、別紙で当該年度における勧告事件、主な警告事件と違反行為の概要が含まれており、年度別の下請法の運用状況が具体的に分かるものとなっている<sup>45</sup>。

最後にかつて経済取引局に置かれ、平成二一年に消費者庁に移管された消費者取引課の文書について触れておく。表6・2をみると、同課からは「消費者モニター」五冊、「景品表示法運用状況関係資料」四冊、「排除命令原本」二冊、「都道府県下請企業行政担当課長会議資料」及び「都道府県景品表示法主管課長会議資料」各一冊が平成一七〜二〇年度に移管されている。今後は同課に関する文書は公正取引委員会からは移管されない。これらに関連する文書について

表6-3 取引部の移管文書

文書分類(大)	文書分類(中)	文書分類(小)	行政文書ファイル名	該当年度	冊	移管年度
経済取引局	取引企画課	総括	公正取引委員会規則関係資料	H11-12	2	H21-22
		取引方法	広報物	H25	1	H26
			再販関係決裁綴	S48	1	H25
			再販指定告示の改正関係資料	S46-47	2	H13-14
	下請取引調査室	下請法調査・相談	下請法等の運用状況及び企業間取引の公正化への取組について	H17,22-23	3	H20,25-26
		企画調整	下請法運用状況関係資料	H14-16,18-21	7	H17-19,21-24
	企業取引課	—	下請取引の適正化について	H12-14	3	H17-19
都道府県ブロック会議関係資料			H13-14	2	H18-19	

表6-4 審査局の移管文書

文書分類(大)	文書分類(中)	文書分類(小)	行政文書ファイル名	該当年度	冊	移管年度
審査局	管理企画課	監査	審決書原本	S22-29,49,51-53,55-59	24	H17-26
		総括	課徴金納付命令に係る原議書	S57,59	2	H26
			課徴金納付命令の事前通知原議書	S57-59	4	H25-26
			課徴金納付命令の審判開始決定原議書	S57	1	H26
			課徴金納付命令書原本	S53-59	23	H20-26
			課徴納付命令に係る原議書	S58	2	H25
			勧告・審判開始決定原議	S56	1	H23
			勧告応諾書	S55-56	2	H22-23
			勧告応諾書関係綴	S54	1	H21
			勧告原議書	S24-27,50-59	18	H17-26
			勧告諾否書	S50-53,57-59	7	H17-20,24-26
			審判開始決定原議書	S59	1	H26
			審判開始決定新聞発表・想定問答	H13-14	1	H23
			新聞発表原議書(審判開始決定)	H12	1	H22
			新聞発表文原義書(勧告)(警告)(審判関係)(課徴金納付命令)ほか	H8-16	45	H18-26
新聞発表用想定問答原義書(勧告)	H11	1	H21			

ては、消費者庁の行政文書ファイル管理簿で追跡していく必要がある。消費者庁のような複数の省庁の課を統合して新設するような改編の場合は、その移管に関する環境が大きく変化する。組織を軸に、作成された文書を見出していく際に、組織変遷を把握しておくことが重要になる。当館のデジタルアーカイブズで試しに検索してみると、「景品表示法運用状況関係資料」（平成一八～二二年度）と「排除命令原本」（昭和五三～五九年度）については、移管済みであることが把握できる。

### （三）審査局及びその前身組織からの移管文書について

独占禁止法違反事件の処理、行政訴訟の事務を担う審査局（審査部）は、カルテルや談合等の独占禁止法違反の疑い行為があった際に審査・調査を行い、排除措置などを命じる部署である。平成一八年度から移管が始まり、「審査書原本」や「課徴金納付命令書」、「勧告書原本」、「新聞発表原議書（課徴金納付命令）」といった、他の行政機関にはあまりない関係しない公正取引委員会独自の文書が移管されていると言える。

公文書管理法施行後、公正取引委員会が定められたガイドラインの一〇項目には「独占禁止法違反事件の審査及びその経緯」とされ、以下のよう「移管」・「廃棄」が定められた。（１）独占禁止法違反事件の審査に関する重要な経緯については、以下について移管、「命令書等について年度ごとに取りまとめたもの」、（２）審判に関する重要な経緯、以下について移管、「審査書について年度ごとに取りまとめたもの」、（３）行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯、以下について移管、「判決書について年度ごとに取りまとめたもの」、（４）独占禁止法違反行為を未然に防止するための措置に関する事項、以下については廃棄とされている。

審査局（審査部）の移管の始まった平成18年度から現在まで移管される傾向の文書としては上記のタイトルのものがほとんどであり、ガイドライン制定前後で明確な相違が見られないため、以上の規定はこれまで移管していたものを追認し、継続して移管するためのものと推測される。

### 第二節 文書の作成時期から見た移管実績の変化

本節では、さらに別の視点、移管文書の内容とも大きく関わってくる文書作成時期からも移管実績を見ていくこととしたい。言い換えれば、いつ公正取引委員会で作成された文書が、どの時期に館に移管されたのか、その部分の考察は移管実績の内実別の面から近づく方法であると考えている。文書の作成時期ごとの移管数を一覧にしたのが次の表7である。

まず、一番多い文書の作成年は、昭和二四年以前のものと言える。しかし、これは、昭和六一年度移管の「過度経済力集中排除法手続記録」四〇四冊が大きな塊としてあるためである。これ以外四六冊の公正取引

表7 公正取引委員会移管文書の作成年分布（平成26年度保存期間満了分まで）

作成年	～S24	S25～S29	S30～S34	S35～S39	S40～S44	S45～S49	S50～S54	S55～S59	S60～H元	H2～H6	H7～H11	H12～H16	H17～H21	H22～H26	合計
	～1949	～1954	～1959	～1964	～1969	～1974	～1979	～1984	～1989	～1994	～1999	～2004	～2009	～2014	
移管数	450	134	8	10	10	25	55	94	35	47	57	282	289	22	1518
		584		18		35		149					571		

委員会設立当初の文書についてみると、必ずしもその分量は十分とは言えない。前述したように、公文書管理法施行後の第三期において、これまで移管されてこなかった「委員会議事録」やそれ以外の昭和二〇年代の文書が移管され始めており、今後充実が期待されるが、この時期が全体の三割を占める。

また、もう一つの大きな塊としては、平成一二年から平成二一年に作成された文書の移管が多いこと（四割弱）に注目されよう。

逆に、公正取引委員会のこれまでの移管実績の中で移管が極めて少ないのが昭和三〇年代から四〇年代にかけて作成された文書である。それでは、今後この時代のもは、今後もしないままでありつつあるのであろうか。平成二五年度の移管を見ると、昭和二五～二九年に作成された文書の一定量の移管が見られる。

そこで、再び行政文書ファイル管理簿の検索ホームページにおいて、公正取引委員会に範囲を限定し、保存期間満了の措置を「移管」のものとした上で「委員会議事録」と検索してみると、七七七件のファイルがヒットする（二〇一六年一月三〇日現在）<sup>46</sup>。その中には、昭和三〇年代から平成二七年度一二月までの公正取引委員会の委員会議事録が含まれている。これは、過去に作成されたものの、例えば「永年保存」や「三〇年保存」とされたような文書で、廃棄がされず、延長され続けて公正取引委員会に保管されていたものが存在すること、また現段階では、現用となっている昭和三〇・四〇年代の文書も時を経て移管に結びつくものがあることを示している。

### 第三節 公正取引委員会から移管された所管法令文書

これまで移管された文書を中心に分析を続けてきたが、本来移管されるべき文書が適切に移管されているか、所管法律を例に検討してみたい。委員会が所管する法律であり、既に作成から三〇年を経過している法律は以下の二件である。

#### (一) 独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

既に分析したように、独占禁止法に係る行政文書は、昭和二二年制定時の文書が、制定関係資料五冊、制定関係資料集一冊が、いずれも平成二五年度に移管されているほか、改正に關しても表8のような状況になっている。

第一次改正の文書をみれば、法律の改正のための閣

表8 公正取引委員会から移管された「独占禁止法」関係文書（平成28年3月31日現在）

改正等	年月及び法律番号	移管簿冊名	移管簿冊請求番号
	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）	独占禁止法制定関係資料①～④ 独占禁止法制定関係資料 独占禁止法制定関係資料集 昭和22年①	平25公取 00107100～00110100 平25公取 00111100 平25公取 00025100
第1次改正	昭和22年7月31日法律第91号	法令関係原議 昭和22年	平25公取 00017100
第2次改正	昭和24年6月18日法律第214号	法改正関係資料 昭和24年①～⑥	平25公取 00020100～00025100
第3次改正	昭和27年7月31日法律第257号	法令関係原議 昭和27年	平25公取 00021100
第4次改正	昭和28年9月1日法律第259号	法令関係原議 昭和28年 独占禁止法改正関係資料(昭和28年度)	平25公取 00022100 平25公取 00051100～00056100
*	昭和29年5月27日法律第127号	法令関係原議書（昭和29年度） 法令関係原議書（昭和29年度）（訓令通達を含む。）	平26公取 00060100 平26公取 00017100

\*民事訴訟法等の一部を改正する法律第3条による改正

議請議案(改正案及び理由書)、提案理由説明、政令案が綴られている。表8からは現段階で見れば、公正取引委員会の根幹をなす独占禁止法に関する文書は廃棄されずに移管されていることが把握される。既に現段階では廃止法令となっている「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律」(昭和二十二年一月二〇日法律第一三八号)についても、同様に移管されている。

次に現段階では移管されていない独占禁止法に関する文書についても確認してみる。行政文書ファイル管理簿の検索で、公正取引委員会のうち、キーワード「独占禁止法」でファイルを検索したところ、旧管理簿(公文書管理法の施行前(平成二三年三月三十一日まで))に作成取得された行政文書に係る行政文書ファイル管理簿)で一三〇件、新管理簿で一二〇一件が該当した(地方事務所は除いた)。旧管理簿の一三〇件を作成年度の情報を除いた行政文書ファイル名として整理したのが、表9である。

表9で現用として残されている、第二期(平成二三年三月)までの文書を調べてみると、保存期間の長短はあるものの、これまでに移管の実績がある文書のほか、当該法令に関するものは、そのほとんどが移管と措置が設定されていることが理解できる。独占禁止法については、本稿執筆段階までで大きな改正だけで二〇次を数える。昭和二〇年代の法律改正関係については、表8のとおり、移管の実績があるので、引続き三〇年代について意識していく必要がある。

## (二) 下請法(下請代金支払遅延等防止法)

続いて、下請法についての移管状況を見れば、平成一四年以降の「下請法運用状況関係資料」が平成一七年度以降一〇冊、加えて関連の広報資料が移管されている。個別の法律制定に関するものは見られない。そこで、

行政文書ファイル管理簿から「下請法」をキーワードに第二期までの文書を探してみた結果が表10である。保存期間が三〇年となる法令関係については、制定及び改正いずれも未だ現用段階にあり、運用基準等を含め、未移管であることがわかる。保存期間満了時の措置は、事件処理に関するものを除き、いずれも移管となっていることから将来的には、保存期間満了後に移管されるものと推察される。「下請法」は本稿執筆段階までで大きな改正だけで四次を数える。表10から、昭和三十一年の法制定時と第一次及び第二次改正(昭和三七年及び三八年のファイルは一つ)第三次改正(昭和四〇年)、第四次改正(平成一五年)が残されており、今後も注意深く追跡していく必要がある。

## おわりに

これまで公正取引委員会の組織概要及び文書管理規則の変遷を踏まえただで、公正取引委員会からの移管文書の実績とその傾向について論じてきた。

まず、毎年度の移管の実績が実質的なものになってきたのは、平成一七年度受入れからということを明らかにした。これは、移管基準の改正が行われた時期の効果とみなすことができる。特に今日移管されている文書の種類の骨格を成すのは、この時期の基準の明確化がもたらしたといえる。

加えて、公文書管理法の施行が公正取引委員会の移管実績を数量的にも拡大させる大きな影響をもたらした。質的な充実のみならず、組織成立時の、昭和二〇年代の文書移管に結びつき、今後順次昭和三〇年代以降に作成された文書の移管にもつながっていくことが伺える。

表9 公正取引委員会が保有する独占禁止法に係る行政文書ファイル（平成28年10月31日現在）

文書分類 (大)	文書分類 (中)	文書分類 (小)	行政文書ファイル名	保存 期間	移管 実績	保存期間満 了時の措置
官房	総務課	経済取引 局調整	独占禁止法改正関係資料(適用除外関係)	30年	有	移管
			独占禁止法適用除外制度関係法令に基づく協議等関係資料	10年	有	移管
			独占禁止法適用除外制度に関する公正取引委員会と行政管理庁(総務庁)との合同検討会議関係資料	10年	無	移管
			独占禁止法適用除外制度見直しに係る関係省庁等連絡会議関係資料	10年	有	移管
			独占禁止法適用除外制度見直し関係	10年	無	移管
			「高速バスの共同運行に係る独占禁止法上の考え方」関係資料	20年	無	移管
			「携帯電話の番号ポータビリティに関する独占禁止法上の考え方」関係資料	20年	無	移管
			農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針策定関係資料	10年	無	移管
		経済取引 部総務	行政指導に関する独占禁止法上の指針策定関係資料	20年	無	移管
		経済取引 局企画	独占禁止法改正関係資料	30年	有	移管
			独占禁止法改正関係資料(独占的地位, 価格の同調的引上げ関係)	30年	有	移管
			独占禁止法改正関係資料(取引部関係)	30年	有	移管
			独占禁止法基本問題懇談会関係	35年	有	移管
		経済取引 局企業結 合	流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針策定関係資料	30年	無	移管
			企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針改正	10年	無	移管
			独占禁止法改正(第4章関係)	30年	無	移管
			独占禁止法第11条の規定による金融会社の議決権保有等の認可についての考え方	20年	無	移管
			独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方(改定)	10年	無	移管
			債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方	20年	無	移管
			ベンチャー・キャピタルに対する独占禁止法第9条の規定の運用についての考え方	7年	無	移管
		債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方	7年	無	移管	
		取引部取 引調査	独占禁止法改正関係資料(事業者団体届出関係)	30年	無	移管
			独占禁止法改正関係資料(国際契約届出制度の廃止関係)	30年	無	移管
		審査	新聞発表文原議書(課徴金納付命令に係る審判開始決定)	10年	無	移管
			課徴金納付命令の事前通知原議書(平成17年改正前の独占禁止法に基づくもの)	30年	無	移管
		取引部企 業取引	優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方策定関係資料	10年	無	移管
			フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について改訂関係資料	20年	無	移管
取引部相 談指導	公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針策定関係資料	20年	無	移管		
	事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針策定関係資料	20年	無	移管		
	リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針策定資料	20年	無	移管		
	資格者団体の活動に関する独占禁止法上の考え方策定資料	20年	無	移管		
	特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針策定関係資料	10年	無	移管		
	知的財産の利用に関する独占禁止法の指針策定関係資料	10年	無	移管		
取引部	取引 企画課	企画	ソフトウェアと独占禁止法に関する研究会報告書策定資料	20年	無	廃棄
		取引方法	役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針改定関係資料	20年	無	移管

※行政文書ファイル管理簿から「独占禁止法」をキーワードに第2期までの文書を検索した結果。

表10 公正取引委員会が保有する下請法に係る行政文書ファイル（平成28年10月31日現在）

文書分類(大)	文書分類(中)	文書分類(小)	行政文書ファイル名	保存期間	移管実績	保存期間満了時の措置
官房	総務課	取引部企業取引	下請法制定並びに下請法第5条の書類の作成及び保存に関する規則制定関係資料 ※1	30年	無	移管
			下請法改正関係資料(昭和37年度及び38年度)(平成15年度)	30年	無	移管
			下請法改正, 下請法第3条の書面の記載事項等に関する規則制定並びに下請法第5条の書類の作成及び保存に関する規則改正関係資料(昭和40年度)	30年	無	移管
			下請法改正, 下請法施行令制定, 下請法第3条及び第5条に関する規則改正並びに電磁的記録の提供に関する留意事項の作成関係資料(平成12年度)	30年	無	移管
			下請法第3条及び第5条に関する規則並びに下請法第4条第1項に関する運用基準改正関係資料(平成11年度)	30年	無	移管
			下請法第3条の書面の記載事項等に関する規則改正関係資料(平成15年度)	30年	無	移管
			下請法第3条及び第5条に関する規則並びに電子記録債権に関する事務総長通達及び取引部長通知の作成関係資料(平成21年度)	30年	無	移管
			企業取引研究会関係資料(下請法の運用上の問題)(平成6年度)	20年	無	移管
			下請法運用基準関係資料(平成15年度)	20年	無	移管
			下請法第4条第1項に関する運用基準等策定関係資料(平成3年度)(平成9年度)	10年	無	移管
取引部	下請取引調査室	企画調整	下請法事件処理関係資料	10年	無	廃棄

※行政文書ファイル管理簿から「下請法」をキーワードに第2期までの文書を検索した結果。

※1 ファイル名に「制定」とあることから、作成(取得)時期が1983年3月31日となっているものの、昭和31年の制定時のファイルと推定される。

組織別でみると、官房、特に総務課の文書移管量が軸となっているが、独占禁止法政策を担う経済取引局の「法令協議」等文書が平成二二年頃から増えてきていることも明らかにした。

所管法令を対象に現段階での移管の状況、今後の見通しについても言及した。

本稿が公正取引委員会の移管文書を利用する際の一助となれば幸いである。

- 1 栃木智子「経済産業省(通商産業省) 文書管理と移管のあり方について」『北の丸』第四三号、二〇一一年、本村慈「文部省・文部科学省における文書管理と国立公文書館移管文書」『北の丸』第四三号、二〇一一年、小宮山敏和「農林水産省の文書管理と移管文書の特徴」『北の丸』第四四号、二〇一二年、太田由紀「意思決定過程を示す文書の作成と移管—国土交通省移管文書・水資源開発基本計画を中心として」『北の丸』第四四号、二〇一二年、水野京子「内閣法制局移管文書について」『北の丸』第四五号、二〇一三年、寛雅貴「統計調査の企画に関する文書についての一考察—昭和四五年国際調査を事例に」『北の丸』第四六号、二〇一四年、栃木智子「人事院移管文書の基本的性格」『北の丸』第四七号、二〇一五年、本村慈「厚生労働省移管文書の特徴」『北の丸』第四八号、二〇一六年。
- 2 公正取引委員会事務局『独占禁止政策三〇年史』一九七七年、四二頁。
- 3 公正取引委員会事務局、前掲書、四二頁。
- 4 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律二五七号)
- 5 公正取引委員会事務局、前掲書、八五、五五二〜五五三頁。
- 6 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律二五九号)
- 7 公正取引委員会事務局、前掲書、一〇七〜一一一、五五二〜五五三頁。

- 8 公正取引委員会事務局、前掲書、五五二〜五五三頁。
- 9 公正取引委員会事務局、前掲書、一六六〜一六八、五五二〜五五三頁。
- 10 公正取引委員会事務局、『独占禁止政策五〇年史』一九九七年、四九三頁。
- 11 消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二二年八月一四日、政令第二二七号）第四条
- 12 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年二月二三日法律第一〇〇号）
- 13 公正取引委員会『知ってなっとく 独占禁止法』、二〇一三年五月、二二頁。
- 14 栃木智子「人事院移管文書の基本的性格」『北の丸』第四七号、二〇一五年、の区分に基いた。
- 15 国立公文書館所蔵『法令関係原議 昭和二年』、（平二五公取〇〇〇一七一〇〇）
- 16 公正取引委員会所蔵「法令関係原議（昭和三四年度）（訓令通達を含む。）」「公正取引委員会文書取扱規程（訓令第三号）の制定施行について」
- 17 注16に同じ。「公正取引委員会文書保存年限規程の制定施行について」
- 18 国立公文書館所蔵「公正取引委員会文書取扱規程の一部改正について（訓令）」、『法令関係原議 昭和五八年 ②』、（平二五公取〇〇〇二四一〇〇）、件名〇〇一五
- 19 国立公文書館所蔵「公正取引委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について」、『法令関係原議 昭和五八年 ②』、（平二五公取〇〇〇二四一〇〇）、件名〇〇一五
- 20 「行政文書の管理方策に関するガイドラインについて」（平成二二年二月二五日各省庁事務連絡会議申合せ）  
[http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako\\_kaigi/kako\\_guideline.pdf](http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaigi/kako_guideline.pdf)（参照二〇一六年一月三〇）
- 21 「公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め」（平成二三年三月二九日 国立国会図書館 WARP 平成一九年（二〇〇七）七月二六日  
<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/247419/www.jftc.go.jp/koukai/johou4.pdf>（参照二〇一六年一月三〇）
- 22 「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成二三年四月一日内閣総理大臣決定）
- 23 <http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/kanri-g1.pdf>（参照二〇一六年一月三〇）
- 24 「公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め」（平成二三年四月一日公正取引委員会訓令第一号）  
<http://www.jftc.go.jp/soudan/madoguchi/koukai/sadame.html>（参照二〇一六年一月三〇）
- 25 行政文書ファイル管理簿の検索  
<http://files.e-gov.go.jp/server/fsearch>（参照二〇一六年一月三〇）
- 26 第四類（五年保存）の3 勧告に関する文書（下請代金支払遅延等防止法の規定によるもの）と第一類（三〇年保存）の11下請法に基づく勧告の決裁文書が同一のものであるかは判断できなかった。
- 27 昭和五〇、五一、五九、六一、六三、平成三、七年に「委員会議事録」（昭和四〇年〜昭和六〇年）等が移管されていた。しかし、平成二二年度には、これまで移管された「委員会議事録」五五九冊が公正取引委員会に返却された（『国立公文書館年報』第三〇号、二〇〇〇年、一頁）。これは、「情報公開法等の施行に伴う移管文書引取り・返却の特例を定めた『平成二二年度の国立公文書館への公文書等の移管措置等について（平成二二年九月二日内閣総理大臣官房総務課）』に基づき、現用文書として」（『国立公文書館年報』第三一号、二〇〇一年、一〇頁）保管する必要がある五五九冊を返却することになったものである。なお、現在保存期間が再設定された上で管理されており、既に平成二三年以降、保存期間が満了したことから、順次移管されている。詳細は第二章第三節。
- 28 国立公文書館への公文書の移管基準の変遷については、栃木智子「経済産業省（通商産業省）文書管理と移管のあり方について」『北の丸』第四三号、二〇一一年及び同「人事院移管文書の基本的性格」『北の丸』第四七号、二〇一五年を参照。
- 29 内閣府「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用のための研究会（第一回）配付資料」  
[http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako\\_kaigi/kenkyukai/150512/haiifu/haiifu5-1.pdf](http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaigi/kenkyukai/150512/haiifu/haiifu5-1.pdf)（参照二〇一六年一月三〇）
- 30 第一次二五七社・第二次六八社の計三二五社中、指定後閉鎖機関に移された三社を除く三二二社の記録が残されている。

- 30 持株会社整理委員会編『日本の財閥とその解体』原書房、一九五一年、三一五頁。
- 31 昭和二二年四月二〇日、企業の所有及び経営の民主化を図り、財閥解体を促進するために持株会社整理委員会が設置され、財閥の解体・証券の民主化・過度経済力集中排除などの業務が行われ、昭和二七年七月一日に解散した。
- 32 国立公文書館所蔵『集排法手続記録（八の一）・（三菱重工業株式会社関係）』（昭六一公取〇〇二一一一〇〇）から『集排法手続記録（八の八）・（三菱重工業株式会社関係）』（昭六一公取〇〇二八一一〇〇）
- 33 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会（第一回）」資料五資料集、一 公文書館をめぐる法令  
[http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako\\_kaiji/kenkyukai/150512/haiFu/haiFu5-1.pdf](http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaiji/kenkyukai/150512/haiFu/haiFu5-1.pdf)（参照二〇一六年一月三〇日）
- 34 「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成一三年三月三〇日閣議決定）の実施について」（平成一三年三月三〇日）各省庁官房長等申合せ 改正平成一七年六月三〇日  
[http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako\\_kaiji/moushiawase1.pdf](http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaiji/moushiawase1.pdf)（参照二〇一六年一月三〇日）「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成一三年三月三〇日閣議決定）等の運用について」（平成一三年三月三〇日各府省庁文書課長等申合わせ 改正平成一七年六月三〇日）  
[http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako\\_kaiji/moushiawase2.pdf](http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kako_kaiji/moushiawase2.pdf)（参照二〇一六年一月三〇日）
- 35 大野富仁夫「歴史公文書等の移管基準の改正について」『アーカイブズ』第二一号、二〇〇五年。栃木智子、前掲論文、二〇一五年、一二〜一三頁
- 36 公正取引委員会、前掲書、一五〜一六頁
- 37 国立公文書館所蔵『審決書原本（昭和五一年度）』（平一八公取〇〇二八一一〇〇）
- 38 年度によって若干の言い回しの違いがあるが、基本的な形式は変わらない。『審決書原本（昭和二八年度）』（平二五公取〇〇〇八二二〇〇）及び『審決書原本（昭和五〇年度）』（平一七公取〇〇〇一五一〇〇）
- 39 「公正取引委員会における行政文書の管理に関する定め」（平成二三年四月一日施行）
- 40 <http://www.jftc.go.jp/soudan/madoguchi/koukai/sadame.html>（参照二〇一六年一月三〇日）
- 41 島田赴幸「公文書管理法下における行政文書の評価選別に関する一考察」『三条委員会』を事例として、「『平成二七年度アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』二〇一五年、一〇一〜一三七頁において、行政文書管理規則表第2に独自の事項・業務の区分（固有業務）を設けており、事項全てが移管の対象でなく、業務の区分を設けた上で対象を年度ごとに取りまとめたものに限定していることを指摘している。
- 41 前掲、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置について」（平成一三年三月三〇日閣議決定）等の運用について」（平成一三年三月三〇日各府省庁文書課長等申合わせ 改正平成一七年六月三〇日）別表。
- 42 『改訂 逐条解説 公文書管理法・施行令』（ぎょうせい、二〇一一年）、四四〜四五頁
- 43 「行政文書ファイル管理簿の検索」  
<http://files.e-gov.go.jp/Servlet/Research?detail=true>（参照二〇一六年一月三〇日）
- 44 国立公文書館所蔵『法令協議関係資料（昭和四二年度）①』（平二二公取〇〇六〇一〇〇）
- 45 国立公文書館所蔵『下請法運用状況関係資料（平成一五年度）』（平一八公取〇〇二七一〇〇）など
- 46 「行政文書ファイル管理簿の検索」  
<http://files.e-gov.go.jp/Servlet/Research?detail=true>（参照二〇一六年一月三〇日）

(公文書専門官)